

長浜市告示第96号

長浜市妊産婦健康診査等事業実施要綱（令和6年長浜市告示第209号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月25日

長浜市長 浅見 宣義

題名を次のように改める。

長浜市妊産婦健康診査事業実施要綱

第1条中「以下この条において「健康診査」」を「以下「妊産婦健康診査」」に改め、「及び新生児聴覚検査の実施について（平成19年1月29日付け雇児母発第0129002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知）に基づき新生児に対して行われる新生児聴覚検査（以下「新生児聴覚検査」という。）」を削り、「並びに健康診査及び新生児聴覚検査（以下「妊産婦健康診査等」という。）」を「及び妊産婦健康診査」に改め、「及び新生児の保護者」及び「並びに新生児の聴覚障害の早期発見」を削る。

第2条を次のように改める。

（助成対象者）

第2条 助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、法第16条第1項の規定により母子健康手帳の交付を受け、かつ、妊産婦健康診査の受診日において市の住民基本台帳に登録されている妊産婦とする。

第3条の見出しを「（実施方法）」に改め、同条第1項中「妊産婦健康診査等」を「妊産婦健康診査」に改め、同条第2項中「助成対象者に」を削り、「妊産婦健康診査等」を「妊産婦健康診査」に改め、同条第3項中「妊産婦健康診査等」を「妊産婦健康診査」に改め、同条第4項を削る。

第5条第1項中「対し」を「対して」に改め、「、新生児聴覚検査受診券」及び「並びに」を削り、同条第2項中「妊産婦健康診査等」を「妊産婦健康診査」に改める。

第8条中「公益財団法人滋賀県健康づくり財団（以下「健康づくり財団」という。）」を「当該審査及び支払が適切に実施できると認める者（以下「審査支払委託機関」という。）」に改める。

第9条第1項中「妊産婦健康診査等」を「妊産婦健康診査」に、「健康づくり財団」を「審査支払委託機関」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「健康づくり財団」を「審査支払委託機関」に改める。

第10条第1項中「妊産婦健康診査等を」を「妊産婦健康診査を」に改め、「この条において」を削り、「妊産婦健康診査等県外受診申出書」を「妊産婦健康診査・新生児聴覚検査・1か月児健康診査県外受診申出書」に改め、同条第3項中「受診日」を「受診」に、「健康づくり財団」を「審査支払委託機関」に改め、同条第4項中「受診日」を「受診」に改め、同条第5項後段中「第3項」を「第10条第3項」に改める。

第11条第1項中「妊産婦健康診査等」を「妊産婦健康診査」に、「応じた」を「応じ

て」に、「事後指導の徹底に努める」を「事後指導を徹底する」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 委託医療機関等及び委託外医療機関等は、市長と連携して、保健指導及び医療が適切に行われるよう指導するものとする。

別表妊婦健康診査の部問診及び診察、検査計測（子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿化学検査、体重及び身長）並びに保健指導の項中「5, 040円又は4, 520円」を「5, 000円」に、「助成限度額5, 040円の受診券を10枚（ただし、多胎妊娠の場合は13枚）及び助成限度額4, 520円の助成券を4枚」を「14枚。ただし、多胎妊娠の場合は17枚」に改め、同部超音波検査の項中「（ただし、多胎妊娠の場合は6枚）」を「。ただし、多胎妊娠の場合は6枚」に改め、同部中

「

850円
3, 130円
2, 290円

」

を

「

1, 590円
3, 130円
3, 030円

」

に改め、同表新生児聴覚検査の部を削り、同表産婦健康診査の部問診及び診察、検査計測（血圧、体重及び尿化学検査）、乳房・授乳の状況、EPDS又はNICE等の質問票を用いたスクリーニング検査並びに保健指導の項中「その10」を「その9」に改める。

様式第1号中（その9）の様式を次のように改める。

(その9)

交付 No -

産婦健康診査受診券 ()

*太枠内をご記入の上、委託医療機関等にご提出ください。

ふりがな 産婦氏名		生年月日	年 月 日
住所	長浜市	町	番地
TEL ()			

委託医療機関等の長 様

上記の検査を依頼します。

長浜市長 印

上記の者について、産婦健康診査として下記の健診内容を実施したので報告します。

長浜市長 あて

医療機関記入欄

受診年月日	年 月 日 (産後 日)
健診内容	☐ 基本診察 (問診及び診察、血圧・体重測定) ☐ 尿検査 ☐ 乳房・授乳の状況 ☐ EPDS 又は NICE 等の質問票を用いたスクリーニング検査 ☐ 保健指導
検査結果	・体重 () kg ・血圧 (/) mmHg ・子宮復古・悪露の状態 1 : 所見なし 2 : 所見あり ・乳房・授乳に関すること 1 : 所見なし 2 : 所見あり ・尿検査 1 : 所見なし 2 : 所見あり ・EPDS () 点 又は 2項目質問票 (該当あり・該当なし)
健康診査の 所 見	異常なし・要指導・要精検
特記すべき 事 項	

請求額	円 (円上限)
-----	-----------

医療機関名

印

様式第 1 号中（その 1 0）の様式を削る。
様式第 2 号を次のように改める。

妊産婦健康診査・新生児聴覚検査・ 1か月児健康診査 県外受診申出書

(あて先)

長 浜 市 長 あて

年 月 日

次の医療機関等で、妊産婦健康診査・新生児聴覚検査・1か月児健康診査を受診したいので申し出ます。

申 出 者	フリガナ _____ (年 月 日生)
	氏名 _____ 母子健康手帳交付番号 _____ ()
	(分娩予定日: 年 月 日)
	〒 _____ 住所 _____ 長浜市
	市外局番 _____ 電話番号 _____ 携帯電話番号 _____
医療機関等 名称 _____ 住所 _____ 電話 ()	
理 由 該当するところに○を付けてください。 () 他都道府県との境界近くに居住し、県外の医療機関の方が受診することが容易なため () 妊娠期間中、県外の実家に滞在し、県内の医療機関で受診することが困難なため () その他()	

【注意事項】

1 やむを得ない理由のため、県外等の医療機関等で妊産婦健康診査・新生児聴覚検査・1か月児健康診査の受診を希望する方は、お住まいの市町村の母子保健窓口へお問い合わせいただき、この申出書を提出してください。

2 やむを得ない理由とは、県境等にお住まいの方で、県外等の医療機関等で受診する方が便利の場合や、妊娠出産期間中、長期にわたり県外等の実家へ帰るため、県内の定められた委託医療機関等で受診することができない場合等をいいます。

3 妊産婦健康診査・新生児聴覚検査・1か月児健康診査の償還払いの銀行等への振込手数料は、本人負担です。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の長浜市妊産婦健康診査等事業実施要綱（次項において「旧要綱」という。）の規定により交付を受けている受診券（新生児聴覚検査に係るものを除く。）は、この要綱による改正後の長浜市妊産婦健康診査事業実施要綱の規定により交付を受けている受診券とみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧要綱に定める様式による妊産婦健康診査等県外受診申出書（様式第 2 号）は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。